

高病原性鳥インフルエンザ対策 に係る庁内連絡会議

日時：令和7年1月20日（月）午前11時～

場所：第3応接室（県庁本庁舎3階）

出席：知事、
鳥インフルエンザ対策チーム
（副知事、農林水産部、生活環境部）
危機管理部
鳥取大学

会議内容

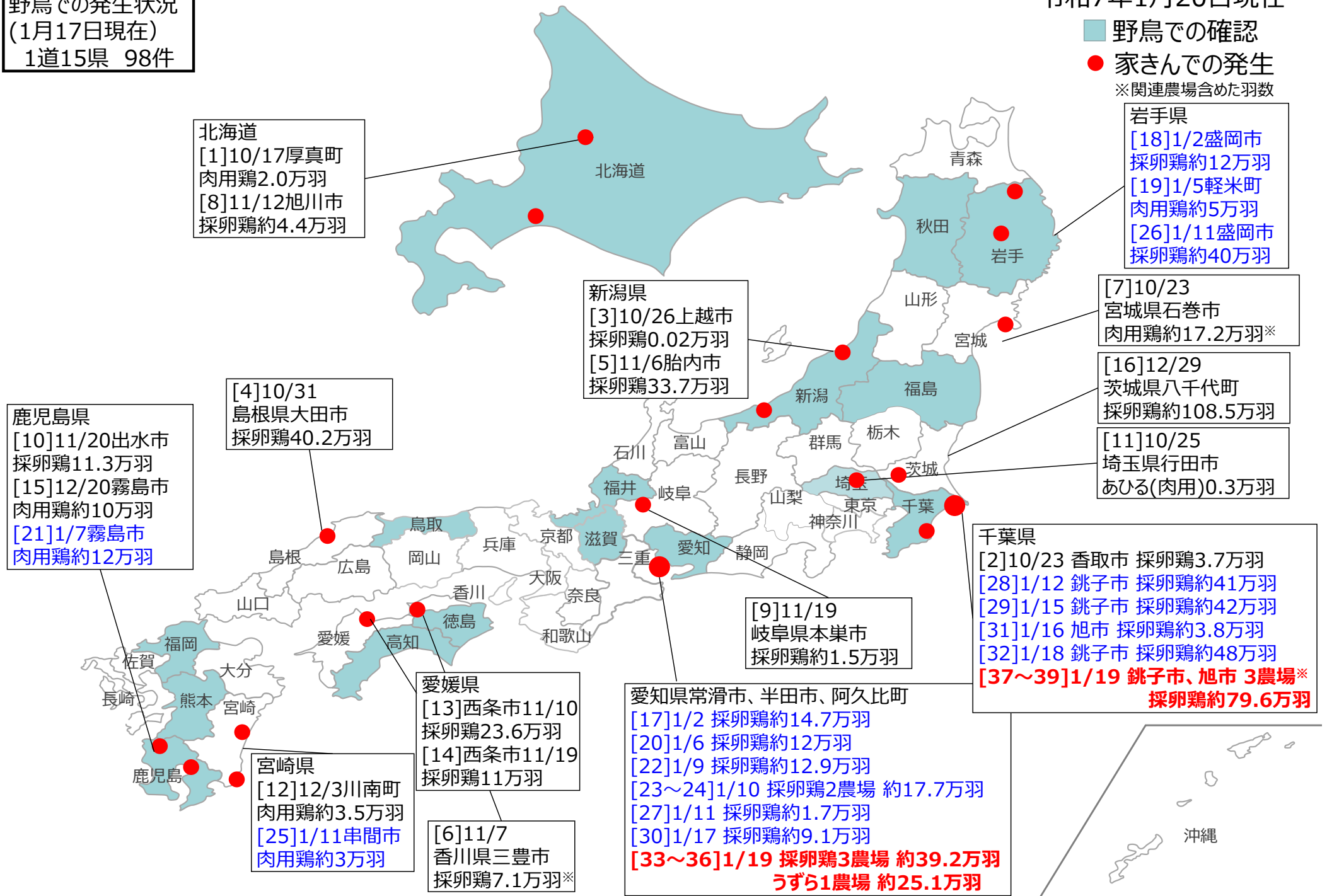
- (1) 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生・検出状況
- (2) 国及び鳥取県の対応(家きん)
- (3) 野鳥サーベイランス
- (4) 県民への情報提供
- (5) 山口教授からのコメント

国内における鳥インフルエンザ発生・検出状況

野鳥での発生状況
(1月17日現在)
1道15県 98件

令和7年1月20日現在

■ 野鳥での確認
● 家きんでの発生
※関連農場含めた羽数



国の対応(家きん)

- 1 「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催
1/7、1/14 農林水産大臣が出席し対面開催。
農林水産大臣メッセージ(YouTube)
- 2 専門家を現地に派遣
- 3 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、「緊急支援チーム」を派遣
- 4 「疫学調査チーム」を派遣
- 5 全都道府県に対し、改めて注意喚起し本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導
1/20午後 鳥インフルエンザ防疫対策緊急全国会議
- 6 生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供

鳥取県の対応(家きん)

- 1 県内78養鶏場、関係者等へ発生情報の周知と注意喚起
各発生農場と本県農場は疫学関連無し
- 2 愛知県、千葉県の発生事例に、家畜防疫員各1名ずつを派遣
(1/22～)
- 3 降雪対策を含め、各養鶏農場へ飼養衛生管理の徹底の指導
 - ①農場の防鳥ネットの点検
 - ②靴や衣服の交換
 - ③農場及び鶏舎出入口での人、車両の消毒
 - ④鶏舎への塵埃侵入防止対策(鶏舎周辺への散水・入気口付近の消毒等)
 - ⑤家きんの観察と異状を認めた場合、家畜保健衛生所への速やかな通報
- 4 消石灰1,600袋を配布し、養鶏農場の緊急消毒を実施予定(今シーズン2回目)

鳥取県の対応(家きん)

降雪と消毒に関する注意喚起

(1) 消毒設備(動噴等)の凍結防止対策を今一度点検しましょう。

(2) 消毒液の有効濃度を確認しましょう。
逆性石けんは、低温下では消毒効果が低下します。効果が得られる適切な濃度以上で使用してください。塩素系は濃度を変えなくても有効です。

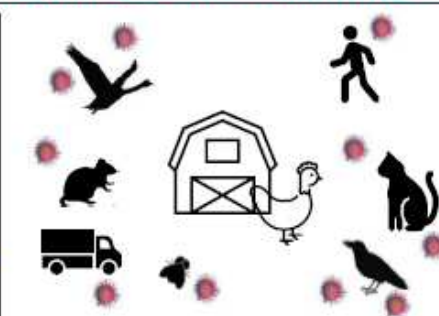
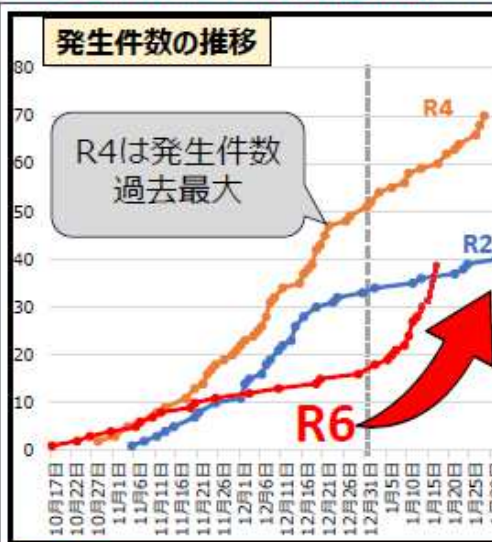
(3) 衛生管理区域、鶏舎周辺への消石灰は定期的に散布しましょう。雪上散布も有効ですが、雨や融雪によって濡れた場合、効果は漸減し7日後には無効になるのでこまめな散布が必要です。

(4) 鶏舎への塵埃(じんあい)侵入防止対策を取りましょう(鶏舎周辺の散水・消毒、フィルターや噴霧器の設置等)

農林水産省

高病原性鳥インフルエンザの発生が急増しています!!

家きん飼養農場では最大限の警戒をお願いします
特に大規模農場、既発生地域、養鶏密集地域は具体的な対策強化を徹底



年明けから過去にないほどの勢いで発生件数が急増!
特に養鶏密集地域で連続して発生



具体的な対策のポイント

- ◆ 鶏の様子が少しでもおかしいと感じたら**家畜保健衛生所に連絡を!**
- ◆ 農場周辺にウイルスが大量に存在しているので、**入退場時や敷地周辺の消毒**により人・車両・塵埃によるウイルス持ち込み防止を徹底!
- ◆ **防鳥ネットの設置・修繕、隙間の穴埋め**など、カラス等の野鳥、野生動物侵入防止対策を再点検!



野鳥サーベイランスの強化

○野鳥サーベイランスを最大限に強化して継続実施中

- ・11/12から野鳥監視ステージ3に移行し、最大の地点数で実施中
(野鳥監視:70か所、糞便・水検査:6か所)

実施する条件	サーベイランス内容	地点数
野鳥監視ステージ1 (近隣国での感染確認時等)	野鳥監視	最大 35地点
	糞便・水検査	3か所
野鳥監視ステージ2 (国内での感染確認時)	野鳥監視	最大 35地点 ※近隣で発生した場合は最大70地点に拡大
	糞便・水検査	3か所 ※近隣で発生した場合は最大6か所に拡大
野鳥監視ステージ3 (県内での感染確認時)	野鳥監視	最大 70地点+重点区域の位置により必要に応じて追加
	糞便・水検査	最大 6か所+重点区域の位置により必要に応じて追加

【本県の高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出状況】

- ・11/18に鳥取市で採取した糞便からH5N1亜型を確認、以降検出なし

【県内の渡り鳥の飛来状況】

- ・今後、北帰行が始まるので、注意が必要(例年2~3月頃)

≪湖山池≫

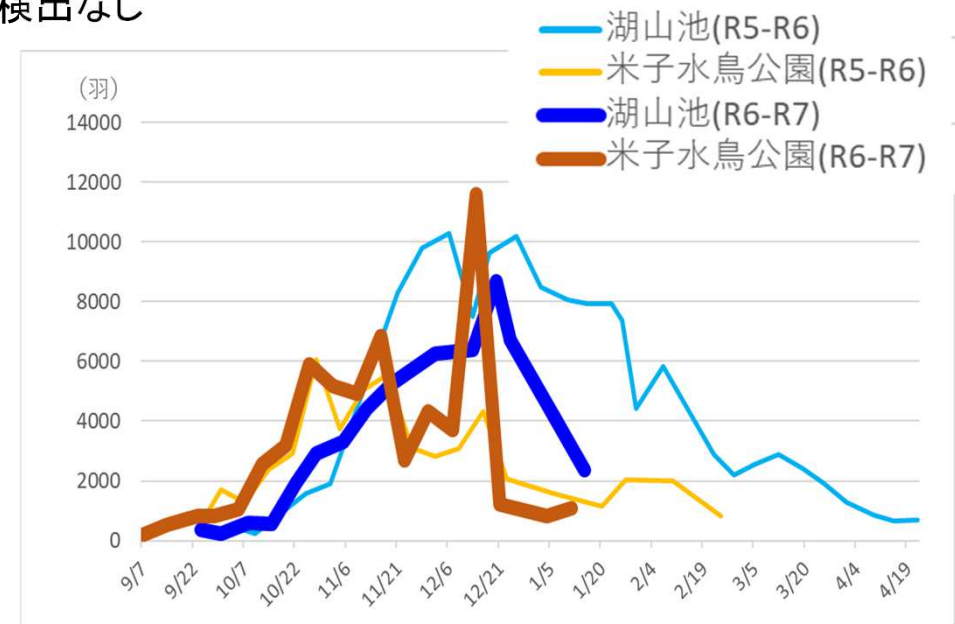
昨年より少ない飛来数で推移

≪米子水鳥公園≫

昨年と同程度で推移しているが、12月中旬にトモエガモの大群が飛来し、一時的に急増したが減少

≪飛来状況(1月中旬調査)≫ ()内は昨年同時期の飛来数

湖山池	2,369羽 (7,932羽)
米子水鳥公園	1,072羽 (1,576羽)



県民への情報提供

- 関係機関等と連携を図り、正確な情報提供を実施
- ホームページ等でも野鳥等との接し方や異常な野鳥等の発見時の対応、愛玩鳥の飼育方法、食の安全についての相談窓口を周知し、県民からの相談に対応
- 県ホームページ「とりネット」の鳥インフルエンザの特設サイトにより、家きん、野鳥、愛玩鳥について総合的に情報提供

高病原性鳥インフルエンザへの対応

お気に入りページ

県民の皆様へのメッセージ

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されています。

鳥インフルエンザウイルスは感染した鶏との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないとされていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。

- 野鳥を素手で触らないでください。
- 野鳥や鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
- 異常な野鳥や死亡または衰弱した野鳥を見つけたときは、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。
※異常な野鳥：首を傾けてふらついていたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥

隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染するということはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥や野生鳥獣と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。

鳥インフルエンザに関する情報について

- [▶ 家きんの情報はこちら](#)
- [▶ 野鳥の情報はこちら](#)
- [▶ 愛玩鳥の情報はこちら](#)

漂着したアザラシやオットセイなど海獣類にご注意

漂着したアザラシ等の海獣類にご注意ください

海外において、アザラシやオットセイなどの海獣類が高病原性鳥インフルエンザに感染し死亡する事例が確認されています。

濃密な接触など特殊な場合を除き、通常では人に感染することはないとされていますが、海岸等で海獣類を発見されても、直接触れないようにしてください。

[高病原性鳥インフルエンザへの対応（とりネット内リンク）](#)

漂着したアザラシ等を発見した場合の連絡先

海岸に漂着した海獣類を発見した場合の連絡先

鳥取県土整備事務所 維持管理課
電話：0857-20-3604、3605 ファクシミリ：0857-20-3598

中部総合事務所 県土整備局 維持管理課
電話：0858-23-3216、3217 ファクシミリ：0858-22-0013

西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課
電話：0859-31-9711、9712 ファクシミリ：0859-33-4110

※平日夜間、土日祝日は県災害情報ダイヤル（電話：0857-26-8100）までご連絡ください。

鳥インフルエンザ相談窓口(24時間対応)

■野鳥、愛玩鳥に関する相談窓口

自然共生課	0857-26-7979	(夜間休日 0857-26-7111)
くらしの安心推進課(愛玩鳥)	0857-26-7877	(//)
中部総合事務所環境建築局(野鳥)	0858-23-3276	(夜間休日 0858-22-8141)
中部総合事務所倉吉保健所(愛玩鳥)	0858-23-3149	(//)
西部総合事務所環境建築局(野鳥)	0859-31-9628	(夜間休日 0859-34-6211)
西部総合事務所米子保健所(愛玩鳥)	0859-31-9320	(//)

■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240	(夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341	(//)
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140	(//)

■食の安全に関する相談窓口

鳥取市保健所 生活安全課	0857-30-8552	(夜間休日 0857-22-8111)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3117	(夜間休日は転送)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9321	(夜間休日 0859-34-6211)

■人の健康に関する相談窓口

鳥取市保健所 保健医療課	0857-30-8532	(ガイダンス等により24時間対応可)
中部総合事務所倉吉保健所	0858-23-3145	(//)
西部総合事務所米子保健所	0859-31-9317	(//)

■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100	
------	--------------	--

県民の皆様へのメッセージ

- **家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。**
- **鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常では人に感染しないと考えられていますが、県民の皆様には次のことをお願いします。**
 - ・野鳥を素手で触らないでください。
 - ・野鳥や野鳥の排せつ物に触れた場合は、手洗いやうがいをしてください。また、野鳥の排せつ物を踏んだ時はウイルスが拡散しないよう靴裏を水などで洗浄してください。
 - ・異常な野鳥や死亡又は衰弱した野鳥を見つけた時は、自然共生課、最寄りの県総合事務所環境建築局に連絡し、その指示に従ってください。

※異常な野鳥:首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような神経症状、重度の結膜炎等を発症している野鳥
- **隣県や県内の野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたからといって、直ちに家庭等で飼育している鳥が感染することはありません。清潔な状態で飼育し、ウイルスを運んでくる可能性がある野鳥と接触させないようにし、鳥の排せつ物に触れた後には手洗いやうがいをお願いします。異常が見られた場合は、まずはかかりつけの獣医師に御相談ください。**